

(別紙)

医療従事者向け優先接種を受けるにあたって

【接種日まで】

1 接種を実施する医療機関の確認(広島県ワクチン接種体制整備班→各被接種施設)

接種を行う基本型接種施設及び連携型接種施設(以下「接種医療機関」という。)については、調整がつき次第、郵送で県から各被接種施設(団体)宛てに別途ご案内します。(地区によっては医師会等から連絡されます。)

2 接種日時の予約開始のお知らせ(接種医療機関→各被接種施設)

ワクチンの供給日程が決まり、接種医療機関の準備が整い次第、接種医療機関から接種日時の予約開始(予約枠)の連絡があります。(混乱を避けるため、予約開始の連絡前の接種医療機関へのお問い合わせはご遠慮ください。)

3 接種日時の予約

接種医療機関から提示された予約枠に、自施設の接種希望者の接種希望日を伝えて予約を行います。被接種施設は自施設の接種希望者の日程に融通を付けて、接種医療機関の予約枠に併せて予約を入れていくよう、ご協力ください。(自施設を空にすることを防ぐため接種希望日時を分散させる、午後の休診日を利用して一括で行うことなど、接種医療機関とも相談して工夫してください。)

【接種当日】

1 持参するもの

- ・ 接種券付き予診票(予診票の太線枠内については、同封されている「新型コロナウイルスワクチン予防接種についての説明書」をご一読の上、接種者本人が予め記入して持参してください。)
- ・ 本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)
- ・ 接種記録書(※2回目のみ。1回目の接種後、接種記録書をお渡しします。接種記録書は2回目の接種でも使いますので、接種券付き予診票と一緒に保管し、2回目の接種時にお持ちください。)

2 当日の流れ

● 受付

接種券付き予診票と、本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)を提示して、本人確認をしてもらいます。

● 予診

接種を受ける前に、問診・診察を受けていただきます。

予診の結果により、予防接種を受けることが適当でない者^{*1}又は予防接種の判

断を行うに際して注意を要する者^{※2}に該当するか否かの判断を受け、接種を受けられる場合は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こりうる副反応やまれに生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度についての説明を受けた上で、予防接種の実施に関して文書により同意の署名を行ってください。

※1 予防接種を受けることが適当でない者

- ・ 37.5 度以上の明らかな発熱を呈している者
- ・ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ・ ワクチンの成分に対し重度の過敏症の既往歴のある者
- ・ 予防接種を行うことが不適当な状態にある者

※2 予防接種の判断を行うに際し、注意を要する者

- ・ 抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者
- ・ 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- ・ 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- ・ 予防接種で接種後 2 日以内に発熱の見られた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ・ 過去に痙攣の既往がある者
- ・ ワクチンの成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- ・ 妊娠又は妊娠している可能性のある方（予防接種の有益性が危険性を上回ると判断された場合にのみ接種してください。）
- ・ 授乳中の方（予防接種上の有益性及び母乳栄養の有益性を考慮し、授乳の継続又は中止を検討してください。人母乳中への移行は不明です。）

予診の結果、接種を受けられなかった場合、再度 1 回目の接種を受けるためには接種券付き予診票の再発行が必要です。なお、再発行の方法については接種医療機関にご相談ください。

● 接種

予診の結果、問題がなければワクチン接種を受けることができます。

ワクチンの接種には、1 人あたり 2 分程度かかると想定されています。

1 回目の接種後、接種記録書をお渡しします。接種記録書は 2 回目の接種でも使いますので、接種券付き予診票と一緒に大切に保管し、2 回目の接種時にお持ちください。

● 経過観察

接種後、少なくとも 15 分以上接種実施医療機関等で経過観察を行います。過去にワクチン接種でアレルギー症状が出た者やアナフィラキシーの既往歴のある者については、30 分程度経過観察を行います。

以上が接種当日の流れとなります。